

第1回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

平成21年12月3日

【中原政策官】 それでは、ただいまより第1回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議を開催させていただきます。皆様方には大変お忙しいところ、また足元のお悪い中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

私は、国交省の政務三役政策審議室の中原と申します。座長に議事をお願いするまでの間、議事を代行して進行しますのでよろしくお願いいたします。

まず、お手元に、議事次第、配席図、資料1から7が配付されているかと思えます。もし欠落がありましたら、係の者が参上いたしますのでお願いします。

それから、この会議の議事につきましては、冒頭のカメラ撮りを除きまして非公開で開催させていただきますけれども、会議終了後、会議の様態を三日月政務官から会見にてご説明申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

冒頭のカメラ撮りは大臣あいさつと座長あいさつまでとなっておりますので、終了後、速やかにご退出をお願いいたします。

また、ご発言される場合は、お席の前のマイク、または事務局がマイクをお渡ししますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、前原国土交通大臣よりごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【前原大臣】 皆さん、こんばんは。座長をお引き受けいただいた中川先生をはじめ、委員をお引き受けいただいた皆さん方には、お忙しい中わざわざお集まりいただきましてまことにありがとうございます。心から御礼を申し上げる次第でございます。

今日は第1回目ということでございますが、私と、担務で河川担当の馬淵副大臣、辻元副大臣、また三日月大臣政務官、あわせて参加をさせていただいております。また佐藤河川局長も同席させていただいております。

この有識者会議というのは私は極めて大事だと思っております、その目的といいますか、私の皆さん方にお伝えをしたいところを少しお話をさせていただきたいと考えております。今から10年前に、民主党は野党でしたが次の内閣をつくりまして、そのとき私は初代の社会資本整備担当の大臣を鳩山代表から拝命をいたしました。そのときに、私が鳩

山代表のもとでつくりましたのが、公共事業の見直しに関する委員会でした。その委員会で我々が問題意識として持ったことをまずお話しし、また新たに問題意識として加わったところをお話しさせていただきたいと思っております。

当時、公共事業計画というのは15本ございました。河川、空港、道路、漁港、港湾、住宅、都市整備、こういった15本の中期整備計画、中期計画がございまして、その結果として、公共事業は5箇年計画で予算も決まっておりましたので、社会情勢がどうなるともその予算を使い切るという仕組みになっておりました。これについて、我々は問題意識を強く持ったわけでございます。使い切る公共事業とは一体何なのかということ考えたときに、公共事業のあり方そのものを見直していかななくてはいけないし、その後、こういった中期計画は公共事業でなくなりましたが、社会資本整備の特別会計として、額は明示されておりませんが、いまだにミシン目が入っているという状況でございます。

委員の先生方もご承知のとおり、今の日本の状況は、2004年から人口減少社会に入りました。2050年には9,000万人ぐらいになるのではないかとされています。今は1億2,700万人ですが、これから毎年90万人から100万人の人口が平均して減っていくと言われておりますし、また少子・長寿化がこれからどんどん進んでまいります。現在、65歳以上の人口比率は2割ちょっと、22%ぐらいであります。2050年には65歳以上の人口は40%を超えてくるということで、逆に生産年齢人口と言われるところは、今の66%から51%にまで減る。つまりは、働ける世代の方の比率が15ポイント減って、社会保障、年金や医療、介護といったものに依拠せざるを得なくなる年齢層が20ポイント増えていくことになるわけでありまして。

そういう状況とあわせて、今、我々が直面している最大の問題の一つは、極めて深刻な財政赤字であります。GDPの1.8倍にも上る財政赤字を抱え、先進国の中でも最悪の財政赤字になっています。私は、この日本の置かれた状況を考えたときに、国民の皆さん方からお預かりをしている税金をどのように使っていくのかを根本的に見直していかななくてはならないと思っております。

特に、少子化対策もやらなければいけない。そして、だんだん65歳以上の方々の比率が高まっていくということは、医療や介護、年金に今以上に力を入れていかななくてはならない。そういうことを考えれば、おのずと公共投資は相当程度抑制していかざるを得ない状況に、今、日本全体が置かれているということでございます。

しかも公共投資は、例えば河川で申しますと、15メートルの高さ以上のダムに限りま

しても、今まで2,890を超えるダムをつくり続けてきて、それはかなり砂がたまっているものもあり、また更新、改造しなくてはいけないものも出てきているという状況でございます。そして、そういった工作物をつくれれば、当然ながら維持管理が必要になる。私はダムはすべて悪いと言うつもりは全くございませんが、ダムによって水がせきとめられて砂がたまる。それにより砂が供給されなくなり海岸の侵食などが起こるケースも当然出てきて、そのために護岸工事をやっていかななくてはいけない状況になるわけでございます。そうした場合に、堤防の強化、今までのダムを中心とした河川整備ももちろん必要ですが、そういった前提を一たんリセットして、いろいろな制約要因の中で、日本人がこれから持続可能な生活をしていくために、この河川整備はどうあるべきなのかを先生方には根本的に考え直していただきたいというのが、この委員会の先生方をお願いしたい大きなポイントでございます。

今、私は、八ツ場ダムの問題について、国会も含めてさまざまところで質問を受けるわけでございます。八斗島の計画高水流量は16,500 m³/s ということでございます。しかし、200年に一度ということで基本高水のピーク流量は22,000 m³/s となれば、仮に八ツ場ダムができたとしても、その間を埋めていくためのさらにダムなり施策が必要になり、限りなくこういったものをやり続けなくてはいけないことになるわけでございます。そういったことも含めて、治水はどうあるべきなのかを、ぜひ、皆さん方には根本的に議論いただき、今後の治水対策、河川整備の物差しをつくっていただいて、その中で、今、143のダム事業が計画をされているわけですが、国、水資源機構、そして自治体が行う、我々からすると補助事業というものですが、継続すべきなのか、凍結、中止をすべきなのか、こういったことをしっかりと議論していきたい。そして、こういった議論を国民すべてにすべからくわかるような説明をしっかりとやらせていただきたいと考えているところでございます。

何分皆さん方のような専門家ではございません。また、皆さん方のご意見をいただく中で、さまざまな方をヒアリングで呼んでいただければありがたいと思っています。これは中川座長をはじめ、委員の皆さん方にお任せをしたいと思います。さまざまなお考えを持った方々からの意見を聴取する中で、基本的な河川整備に対する考え方をぜひ皆さん方におまとめいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

長くなりましたが、冒頭のあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

【中原政策官】 ありがとうございます。

続きまして、本日は初めての会合でございますので、ご出席の委員の皆様のご紹介をさせていただきますと思います。配席順にご紹介いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、宇野尚雄委員でございます。

【宇野委員】 宇野でございます。

【中原政策官】 三本木健治委員でございます。

【三本木委員】 三本木でございます。

【中原政策官】 鈴木雅一委員でございます。

【鈴木委員】 鈴木でございます。

【中原政策官】 田中淳委員でございます。

【田中委員】 田中でございます。よろしくお願いいたします。

【中原政策官】 中川博次委員でございます。

【中川委員】 中川です。

【中原政策官】 辻本哲郎委員でございます。

【辻本委員】 辻本でございます。

【中原政策官】 道上正規委員でございます。

【道上委員】 道上でございます。よろしくお願いいたします。

【中原政策官】 森田朗委員でございます。

【森田委員】 森田でございます。よろしくお願いいたします。

【中原政策官】 山田正委員でございます。

【山田委員】 山田です。よろしくお願いいたします。

【中原政策官】 あと、国土交通省側ですけれども、先ほど前原大臣のごあいさつの中でもご紹介いただきましたけれども、改めて馬淵澄夫副大臣でございます。

【馬淵副大臣】 馬淵でございます。よろしくお願いいたします。

【中原政策官】 辻元清美副大臣でございます。

【辻元副大臣】 どうぞよろしくお願いいたします。

【中原政策官】 三日月大造政務官でございます。

【三日月政務官】 三日月です。よろしくお願いいたします。

【中原政策官】 それでは、本会議の座長につきましては、国土交通大臣の指名により、中川委員にあらかじめお願いしております。中川座長にごあいさついただきたいと思いま

す。

【中川座長】 中川でございます。国土交通大臣の指名によりまして、不肖私が座長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

先ほど大臣のお話にありましたように、私は、昭和の初めの人間ですけれども、ご承知のように戦争が終わりまして、技術的、経済的に日本の国土を強めるというか、復興させるという目的で、河川におきましても河川改修とかダムとか、そういった技法を取り入れ、それに貢献してきました。さらに高度経済成長という時代がありまして、その時代はまさにそれが一番盛んな時代だったと思います。しかし、一元的な治水対策を進めてきた結果、先ほどお話がございましたように、それだけではありませんが、国家の財政が非常に危機的な状態に陥った。ダムは、昔はそうでもなかったんですが、当然のことながら、地元の方々のいろいろな面での私権を侵害するとか、環境に非常に問題が起こるとか、その結果、事業が長期化する。長期化しますと当然のことながら非常に大きな事業費が要するというような欠点をさらけ出してきたと思います。

ここで考えなければならないのは、私は3つぐらい切り口があると思うんです。1つは、これまで河道の中だけで洪水を処理するというところに目を向けてきたわけです。これはなぜかという、日本の国土がどんどん発展傾向にあって、河川・沿岸でも都市が発達し、そういう都市構造から洪水、内水の処理が非常に困難になってきたわけです。それが河川の改修その他によって、一種、河川を排水路として処理してきた、こういった方針がずっと続いてきたと思うんです。ここに至って、成長社会というか、そういう体制から持続的な社会を構築するというのにふさわしい治水対策があり得るのかどうか。これについては、今まで河川局をはじめ河川の関係者はいろいろ模索されて、ダムにかわる代替案の議論はされてきたわけです。しかし、何が隘路かという、これから議論させていただきますが、例えば土地規制をやるということになりますと、法的な面でいろいろな制約がございますし、そういった私権を侵すことができないようなバリアが幾つかあって、踏み切れなかったところもあると思うんです。

しかし、そうはいつても、これからは一つの柱としては、例えば総合治水。流域全体で守れる体制。極端に言いますと、流域治水という形で、洪水、雨水は、流域の中で全体として、一元的ではなくて広くそれを処理する方法を考え出すということが大切だと思います。

もう一つは、戦後、営々として治水、防災のためにいろいろ施設をつくってきた。ダム

も堤防もその一つです。そういったものによって、日本の河川は災害に対してかなり安定化してきたと思うんです。そういうものをもう一度検証して、貴重な公共財、施設を有効に活用する。それは、ダムというとすぐお金がかかるとみんな思われるんですが、決してそうではなくて、ソフトな対応によって、今のダムに手を加えることなしに治水機能を増やす、効率的な運用ができるように見直す、それによって補っていくということも一つだと思います。

もう一つは、計画流量といいますか、そういったものを目標としてどんどん防災体制を強化しているわけです。しかし、例えば、最近の豪雨、降雨の傾向を見てみますと、いつ何どき、それを超える洪水が発生するかもしれない。その確率は高いと思うんです。しかし、定かではない。そうすると、あらかじめその予防策をちゃんとしておく必要がある。

例えば、堤防を越水してあふれるということが出てまいります。それに対してどういうふうに措置をするか。自然災害に対して何が大事かということ、人の命を守ること。そういうことからしますと、かなり大変な会議だと思うんです。皆さん、私を除いては各専門分野並びにすべての分野において非常に高い見識をお持ちの先生方でございますので、そこで徹底した自由な議論をしまして、今までの問題点をクリアできるかどうか、その実現の可能性と有効性というものを徹底して議論させていただきたいと思っております。お役に立てれば幸いです。

長くなりましたが、あいさつにかえさせていただきます。

【中原政策官】 ありがとうございました。

恐れ入りますが、報道関係者の皆様はここまでとさせていただきたいと思っております。ご退出をお願いいたします。

【記者】 前原大臣、公開はしていただけないのでしょうか。非公開の理由を教えてくださいませんか。

【中原政策官】 ご質問は、後ほど会見の場でお願いたします。議事の進行の妨害になりますので、ご退出、ご協力をお願いいたします。

(カメラ退室)

【事務局】 それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。

議事の進行につきましては、〇〇先生（委員）をお願いしたいと思います。よろしくお

願いたします。

【委員】 それでは早速ですが、議事を進めさせていただきます。お手元の資料2、議題1、本有識者会議の規約についてお諮りいたします。これを事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 それでは資料2、有識者会議の規約案につきましてご説明させていただきますと思います。時間の関係もございますので、全部お読みするのは省略いたしまして、ポイントのみご説明申し上げたいと思います。

委員は、学識経験がある者から国交大臣が任命することとされていまして、ここにいらっしゃる皆様を任命ということで、了解していただきたいと思います。

第4条の会議のところですが、第4条の3項で、「座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。」とございまして、これは、今日は事務局からの説明を主とさせていただきたいと思いますが、今後の会議で、委員以外の方々からの意見を聞く場を設けることを想定しております。

それから4項で、「会議は原則として非公開で開催する。」ということにさせていただきたいと思います。自由なご発言をしていただくために非公開にしたいということで、このようにさせていただいています。ただ、非公開ですが、配付資料はホームページで公開することを原則として、ただし、座長のご判断で非公開とすることができるということにさせていただければと思います。

6項ですが、議事要旨につきましては、会議後速やかに作成しまして、あらかじめ座長に確認の上、ホームページで公開するというようにしたいと思います。

7項で、会議における議事録につきましては、あらかじめ委員の皆様方に確認した上で、発言者、氏名を除いたものを国交省のホームページで公開させていただきたいと思います。この場合、発言者氏名はつけないんですけれども、例えば委員とか政務三役、事務局というような、者が特定できない形でどういう性質の人がしゃべったかということは表記させていただきたいと思います。

あと、ご発言の中で、個別の具体的なダム名、地名、個人の名前とかが出た場合には、プライバシーとかいろんな問題がありますので、内容に応じて匿名で表記することも考えております。それも事前に委員の皆様にお諮りしたいと思います。

なお、昨日開催されました国土交通省政策会議において、国会の与党の先生から、当会

議について、先ほど、ちょっとマスコミの人からも非公式で質問が出ていましたが、会議をなぜ非公開にするのかという質問がございまして、今日ご出席の〇〇（政務三役）から、忌憚のない意見交換を行うためである旨、その場でもご説明をいただいたところでございますので、紹介させていただきました。

規約についてのご説明は以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等、ございませんでしょうか。

【委員】 今、事務局からは読み上げられなかったんですが、目的のところに、できるだけダムに頼らない治水への政策転換を進めるとの考えに基づき、議論していきましようということが前提として書いてございます。先ほど中川座長が述べられましたように、既存のストックのダムを使った治水とか、どうしてもつくらなければならないダムとか、もう少しフレキシブルに考えられたほうがよろしいのではないかと私は思います。こういう規定が強過ぎると、物事ありきで議論しているのではないかということが少し気になりました。こう書いてあること自体は、これでもよろしいのですが、先ほど座長がおっしゃったように、既存のストックとしてのダム、それから何らかの新しい方策とのコンビネーションとか、もう少しフレキシブルにものを考えられるような議論を含むのならそういう制限をつけないほうがよろしいのではないかという気がいたしました。いかがでしょうか。

【政務三役】 先ほどの中川座長のお話でいいのではないのでしょうか。既存のダムはできるだけ活用するということは、できるだけダムに頼らない治水とは何ら相反しないと思います。ただ、先ほど申し上げたように、これは先生方にご議論いただいたらいいのですが、すべての洪水を河道に押し込めて、そして上から下まで流すという考え方はいかななものかというところが一つの大きなポイントになってくると思います。そういう意味では、こういう地形の場合は、ダムでないとやっぱりだめなのではないかという結論があっても私は何ら構わないと思います。こういう書き方をしておりますが、ぜひそういった自由な議論をしていただきたい。ただ、先ほどの制約要因の中で、どう治水政策を考え直して、新しい物差しを先生方につくっていただくのかという観点でご議論いただいたらいかがでしょうか。

【委員】 これから議論の展開で、ダムによらないではなくて、できるだけ余裕があります。フレキシブルに考えて頂ければいいんじゃないかと思います。

【政務三役】 はい。

【委員】 ○○さん（委員）、何かある。

【委員】 いやいや、それで結構です。

【委員】 今、○○（政務三役）がおっしゃったこととか、この前、記者会見でおっしゃった話を聞いているとよくわかるのですが、時々、言葉としてダムに頼らないというと、違和感があります。例えば、先ほど座長がおっしゃったように、既存のダムのストックを上手に使うというのは、ものすごく効果的な治水機能を持つ場合がある。そのときには、実はダムに頼っているわけです。そういう気持ちも国民として持たないといけないし、ダムが役に立っているんだな、そういう社会資本を我々の先輩がつくってきたのだなということのないがしろにするのではないかということを感じたのです。何度か○○（政務三役）が発言されている中で、少しずつ我々も○○（政務三役）がこういうことを考えられているのかということが少しずつわかってきましたが、ちょっと言葉の点で引っかかったところがあったので、あえて申しました。

【政務三役】 はい。

【委員】 ほかに。

【委員】 同じような流れの質問なんですけど、ダムって必ずしも治水だけであるわけでもないわけです。最初に大臣のなぜこういう会を持つかというときに、財政的に非常に厳しいんだということがあって、そのときに、ダムに頼ったほうが安くて、頼らないほうが高くなってしまった場合とか、あるいは水資源的に必要なところはダムをつくらざるを得ないときに、治水的にはほかにも手法があるが、利水的、水資源的には必要なのだというときに、ここで出した結論と齟齬が発生しますよね。でも、この会議が治水に特化されてしまうと、ダムってその目的のためだけに存在するわけではないから、その辺、議論の仕方をどうすればいいかというのは非常に悩ましいと思っているんです。

【委員】 それは当然、ダムの評価をする場合、多目的なダムの中で、どういう役割を果たすのか、利水自体、ほかに転換できると考えられるときもあるし、どうしても必要だということもある。だから、それは一般的にいろいろ議論するというのは、逆に難しいと思います。当然、ダムを評価する場合には、そのダムのすべての目的を入れて評価しなければいけない。そういう点では、利水とかほかの目的も切り離してはだめだと思います。そういうふうに解釈してもらって、これからやっていただいて、具体的に出てきたときにそういうものを議論したらいいのではないかと思います。

【委員】 もう一回確認しますと、必ずしも治水だけをインデックスとして見る必要はないと。

【委員】 そうです。それでは評価できない。だから評価軸の中にそういうものを入れるのは当然だと思います。

【委員】 私の専門は社会科学ですので、今と違った観点からご質問させていただきます。

この規約そのものは、この委員会で決めるルールなのでしょうか。それとも大臣ないし国土交通省のほうでお決めになって、それに基づいてここで審議するのか、理屈をこねるようなことを申し上げて申し訳ありませんが、例えば、今の幅広くということですが、2条の目的に拘束されるとなるといろいろと制約が出てくるのではないかと思います。一番最初のご質問のところですか。その場合に、ここで議論して目的を変えるということもあり得るのでしょうか。例えば今のお話ですと、「従来の河川政策を見直すという考え方に基づき」という、そこまで広くということもあり得るのかなと思います。さらにその後は「治水だけではなく、治水及び利水等の対策について」としますと、今、〇〇先生（委員）がおっしゃったような議事も入るのではないかと思います。ここで、そもそもルールというのはこちらでつくれるのかどうかというのは、法律に関心をもっている人間はこだわりたくなります。通常こういうときには、〇〇（政務三役）がおつくりになった要綱というのがありまして、それに基づいてここで運営のルールをつくったりするものですから、私たちが与えられているミッションも含めまして、その辺、教えていただければと思います。

【事務局】 では、事務局のほうからちょっと補足説明を。これはあくまで案でここにおかけしていますので、委員の皆様は、この会議の規約ですから、ご議論の上、自主的に決めていただきたいと思って出した次第でございます。

【委員】 わかりました。一言だけ言います。そうしますと、厳密には、委員は大臣が任命するとか、座長は指名をするというのはちょっと変な気もしますけれども、これ以上はこだわりません。

【委員】 これも後ほどの議論になるのかもしれないのですが、私は社会科学の人間でございますので、概念上ちょっと教えていただきたいのは、治水という概念に砂防的な土砂災害といったものが入ってくるのか。もっと大きく言うと、先ほど、ダムのお話を大臣はされていましたが、水循環の議論までやるのか。ちょっと広過ぎるような気もするが、前者に関しては、先ほど、河道の中に水を封じ込めるというご発言がありましたので、

どの範囲までやるのかちょっと教えていただければと思います。

【委員】 基本的にはここに書いてありますが、ダムにかわると言うともた議論になりますが、ベクトルの方向性とか、なぜこういう会議を大臣がつくられ、諮問されたのかという趣旨はわかると思うんです。それを議論していくのは、要は、例えば治水の効果がダムと同等、あるいはそれ以上に得られる代替案を提案し、見出して、それをダムの効果と比較するとかいろいろあると思うんです。そういったことをまず議論して、新しい方向性を見出していこうということだと思えます。先ほど議論がありましたが、ダムを議論すれば利水もあるし、水利権を言えば、当然それが入ってくる。だから、そういったところまで議論の範囲は広がると思う。そういうふうな議論をするために、いろいろな分野の、先生方にお集まりをいただいている訳です。

例えば、土地の問題を議論しようと思うと、私は技術屋だから、何が障害かというのはわかっているが、それをどうしたら克服できるのか、法改正ができるのか、あるいは住民の人々の理解とか同意が得られるのか、得るにはどうしたらいいのかといろいろあります。それは議論を展開していくうちに必ず出てきます。それでお許し願いたいと思います。

【委員】 わかりました。

【委員】 それでも焦点は治水ということに絞って、ダムに頼っていたと思われているような治水対策を新しいものに切りかえていきたいという願いがあるということは、やはり設置者の意向だということで、それは大事にしなければならぬと思います。今、水循環の話も、あるいは利水の話もということになったのですが、私は、治水を考えている中で利水も考えなきゃいけない状況が出てくるというのではなくて、水の問題は、多いときの治水の問題と少ないときの利水の問題と、それから水が環境を育んでいるという点から、やはりその一体とした水循環の話をしないと突破口が見つからないと思うのです。場合によっては、治水の話だけするのではなくて、利水の話とか、あるいは環境の話も引くくめて議論して初めて、総合的な治水の、いわゆるブレークスルーできるところがひょっとしたらあると思います。だから、利水の話もしよう、環境の話もしようということではなくて、治水の安全度を高めるためにどんな方策があるかを考えていく中で、水循環をどう扱うのかというふうに広げていくのがいいのですが、焦点を絞るところだけははっきりさせるということは大事なことでしょね。

【委員】 日本人が治水という言葉を使うときに、いつの間にか治水が洪水対策みたいな話に、非常に小さくとらえているように思われます。これは戦後ぐらいの考えでしょう

かね。中国の揚子江のもう一個上流に、支川に岷江という川があります。その上にパンダが住んでいるようなところです。そこに2300年前に李冰さんという人がつくった都江堰という水利施設があります。成都盆地へ水を供給するための水利施設です。ここに行きますと、毛沢東さんとか鄧小平さんのとんでもない大きな字で「治水」と書いてあります。別に洪水対策用の施設ではないのですが、水を治めるという、水全般のことが治水となっていて、ひるがえって日本ではいつの間にかここで使われる治水は洪水対策みたいな感じになってきているんです。

先ほど〇〇先生（委員）が言われたように、そんなこと言ったってどこかを突破口にしないと議論は進まないから、そういう意味での話の出し方としてこの会議を使っているのだと言われましたが、私もそうかなと、そういうふうに感じています。だから、あまり狭く考えてしまうと、水問題というのは、せつかく前原大臣がこんな立派な会をつくっていただいたのに、何かつまらない矮小化された議論になってしまうので、ぜひ、話の守備範囲は水を治める全般の話だと、突破口はこういう話の切り口からいこうと、そういうふう

に解釈します。

【委員】 先ほどおっしゃったが、ダムの代替案みたいなものを出したとしたら、それが地域社会にどんな影響を及ぼすかとか、社会そのもののいろいろな構造とか、そういうものが議論になってくるんです。

こんなところでAダムというのもあれですが、それを言えば、さっき言われた水問題、暫定水利権の問題とかいろいろ出てくるわけです。そんな議論をせずに、Aダムは駄目とかはいえない。だから、そのところをぐっと詰めてほしいということです。そういう点では、それについても忌憚のない意見を皆さんからお聞きして、それをきちっとまとめていくということを見せていただければと思っています。よろしいですか。

それではそのようにさせていただきます。

次に議題2、今後の治水対策のあり方についてに入らせていただきます。その前に、本有識者会議のスケジュールについてお諮りをいたしたいと思います。あらかじめ事務局に資料を作成するよう依頼しておりましたので、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 〇〇の〇〇（事務局）でございます。私のほうからご説明申し上げます。資料3でございます。

本有識者会議の討議スケジュール（案）でございます。一番下をごらんいただきますと、

スケジュールは現時点での案であり、今後の会議の議論等によっては当然フレキシブルに変えていただければと思っております。

今考えております案でございます。あらかじめ先生方にお示ししております本有識者会議の趣旨、今ご議論いただきました治水対策案の立案、評価軸の問題、あるいは後でご説明します定性的な評価軸の考え、これらについて今日忌憚のないご意見を頂戴したいと考えております。そして、次回、次々回ぐらいは、委員以外からのヒアリング。そして、それを踏まえまして今日ご出席いただいた委員から個別に論点をご紹介いただいでご議論いただく。これを2回程度と。おおむね年度内にはこの委員からのご発表を頂戴して、ご議論いただいで意見の集約の方向というか、論点の最終的な整理までいきたいと考えております。

ただ、あくまで想定で、年度内四、五回でございますが、議論が深まってまいりましたら年度内にまたこれを相当多くと、あるいは有識者会議が開かれない場合、ご都合がつかない場合は、ミニ検討会ですとか、論点のメモをご提出いただくとか、さまざまな方法が考えられます。そういう点でご協力を頂戴できればと思っております。

年度が明けたぐらいから、下でございますが、来年の夏を目指しまして、この（１）から（３）までの中間とりまとめをご議論いただきたい。その評価軸に沿って来年夏以降、中間とりまとめ公表の上でございます「個別ダム検証の進め方」についても、具体的な枠組みについてご議論を頂戴したいと考えております。

それらを含めて、中間とりまとめ、これを来年の夏ごろまでをお願い申し上げたい。

それをベースにいたしまして、右側に移りますが、各地方で個別ダム、先ほど大臣がごあいさつで申し上げた、現在実施しております143のダムにつきまして、年末に大臣のほうから具体的に検証を進めるダム等を公表させていただきます。その公表させていただいた検証対象ダムを、皆様方がご議論いただいでお示しいただいた軸に沿って各地方で検証を実施いただく。そして、その成果も、あるいは地方での議論の状況も踏まえて、来年の夏以降は今後の治水理念等々を大臣が申し上げる、あるいは座長、委員の皆様からご指摘いただいた今後の治水理念をまとめさせていただければと。そして再来年の夏ごろ提言としてとりまとめいただく。

一方、もう一つの個別ダムの検証の検討、これは各地方で実施いたしますが、その際にも、この会議の委員の皆様方のご意見を頂戴し、最終的には、国土交通省政務三役が個別ダムの検証の結果を判断すると、こういう枠組みで進めさせていただければと思っております。

ます。

以上でございます。

【委員】 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から、スケジュールについてのご説明をいただきました。ご質問、ご意見、どうぞお聞かせください。

【委員】 スケジュールというか、これだけの議論をするということですから時間がかかるのはわかるんですけども、こんなにゆっくりのんきにやっていて許されるのだろうか。世の中が期待しているこの会と、ここに書いてあるのとは別物のようなイメージもちょっとするのです。この会がどういうものかということ自身、私はあまりよくわかっていないものですから、ギャップがあるとも言えないし、ないとも言えないのですが、このペースでいいのか。つまり必要性を議論するというのはあるのだけれども、一方で緊急性はないのかということ、私は判断が付きませんが、提起させていただきます。

【政務三役】 ○○さん（委員）から、そういったご意見をいただくのは大変ありがたいことだと思っております。先ほど○○（事務局）からお話をさせていただいたように、これはあくまでもあらあらのスケジュールでございまして、議論の行方次第ではもう少し回数を多くしていただく、あるいは分科会的なものをしていただくということになるかもしれません。

ざっとした私のスケジュール、これは政務三役や○○（事務局）と相談しているスケジュールを申し上げますと、もう12月になりましたが、年末の予算編成では、この143を継続をする事業と一旦凍結する事業にさせてもらおうと思っております。ある基準を示して、これは続けましょうという事業と凍結をする事業というものを決めさせていただこうと思っております。特にこれは、直轄、水資源機構についてはそういうこと。ただ、その物差し、決める判断基準において、補助事業についてもできるだけそれに従っていただくような予算のつけ方という形にさせていただこうと思っております。

そして、ずっと凍結するわけにはいきませんので、どういう形で河川の整備をやっていくのかということは早急に決めてあげないといけないということです。したがって、個別検証の進め方や個別検証を行って、中間とりまとめ公表が平成22年夏ということでございます。そういう意味では、急いでいただくことはありがたいことですが、ある程度じっくりとご議論いただく中でしっかりとした物差しをつくっていただき、特に凍結した事業について、その物差しの中で個別の河川についてまたご議論を賜ると、こういうイメ

ージを持っておりますので、この回数以上のお出ましをいただく可能性もたくさんございますので、どうかご協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

〇〇先生（委員）、それでよろしいですか。〇〇（事務局）、これでよろしいですか。

【委員】 私が言うのも何ですが、確かにおっしゃるように、今のテンポではなかなか……。例えば、来年度概算要求ということになりますと、具体的に個別ダムの評価軸がしっくりしてこないとふり分けするのはかなり難しいのではないかと思います。

私の一つ案ですが、これから出てくるオルタナティブの案があるのですが、そういうものを分類するというか、例えば、堤防と河川改修、貯留型のものとか、ソフトな対応とか、既存施設の活用とか、4つぐらいに分けて、それぞれについて担当委員を決めて徹底的に掘り下げていただく。こんなこと勝手に決めるわけにはいきませんが、何人かの委員を選んで、その人がメインのコメンテーターとしてやっていただくということも考えて、単にこの会議だけではなくて、ワーキンググループで詰めてこの会議にのせていただいて、それで議論するというのが非常に効率的ではないかなと思うんです。それも後でお諮りさせていただきたいと思います。

どうぞ。

【委員】 スケジュールの審議でございますので、この第2回から5回までにわたって、委員以外からのヒアリング、委員からの発表とありますが、どんなイメージになるのか。委員からの発表は、一人ずつ何分ずつとか、そんな形になるのか、それとも一つのテーマを各委員から順次言っていくのか、そういう進め方のイメージですね。特に委員以外からのヒアリングという点です。私どもは、この会議は非公開とされていますから、ある程度、守秘義務はあると思います。しかし、委員以外の方が入れば、どういう議論をしたということまで縛ることはできないですね。

委員の発表も、今まで築き上げた自分の理論体系を述べられるようなものになるのか、それとも各課題についてマトリックス的に構成されるものなのか、その辺のイメージとしてどうお考えなのか、お聞きします。

【委員】 私が考えているのは、外部から参考人として呼べば、その人だけに話していただいて、我々委員から質問してお答えをいただく、それだけの話です。その人がこの会議に加わることはない。

【委員】 アカデミックな。

【委員】 そうです。そうでないと皆さん発言できない。ここで発言されたことが、極端

なことを言いますと、これからやっていく上で何らかの対策が出てきて、それを具体的に議論しなきゃいけないわけです。いっぱい関係する要素があって、その影響がどのようになるかとなると、ケーススタディをやらなければいけない。ここでの議論が外部に伝わって、独り歩きすると、この会議は成り立たないのです。そのためにこの会議は公開ではないのです。会議の過程できっちり議論を積み上げていって結論を出す。最後の段階では公開してもいい。我々はそれをどう評価するか、その実現の可能性とか、科学的な裏づけとか、そういうものをまだ議論していない段階ですからね。そういうものを作って、これは可能であり、これは非常に効果があるということを確認してからということなんです。

それがさっき〇〇先生（委員）がおっしゃるように、そんなことをやっていたら非常に時間がかかると。それで非常に負担をおかけしますが、グループごとと言うと悪いけれども、おそらくこの後に対策の分担課題といったものが出てきますが、それについて皆さんのご意見をまとめていただいて、一つ一つシラミつぶしに検討していく。それをどういう観点から評価していって、それでぶつけるかということになる。そういうふうを考えました。

【委員】 そういうイメージを皆さん共有するというのであれば、結構でございます。

【委員】 それでよろしいですね。

【委員】 先ほどの〇〇（政務三役）のご説明にもありましたスケジュールについて、私のイメージで確認したいのですが、来年度予算については間に合わないの、一定の基準でとりあえず凍結と実施と決めると。その後、来年の夏までに、要するに平成23年度予算の概算要求の前までに中間とりまとめという形で一定の判断基準といいたいでしょうか、そういうものを作成し、その後1年かけてより洗練された形での理念をつくっていくと、そのようにとらえてよろしいでしょうか。

【政務三役】 結構です。

【委員】 よろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきます。もっと具体的なスケジュールは後でまたお示ししたいと思います。

その際、早速で申しわけないんですが、今日第1回が終わりました後に、各委員から論点メモをご提出願いたい。何でしたら必要に応じて事務局が各委員の先生方のところに伺って聞き取りをしてペーパーを作成し、それらを踏まえて論点を集約したいと思います。よろしゅうございますか。

極端なことを言いますと、例えば〇〇先生（委員）なら堤防の強化策とその効果。工学的な評価は今の段階でどうか。この間ペーパーをいただきましたが、まだまだそんな段階ではないというんだっただらば、それはどこに原因があるのかと。堤防を見たら泥んこだ、そんなのは話にならんということでもいいのです。そこらの評価をお願いしたい。

〇〇先生（委員）には、この中でいくつか出てくるんですが、現行法によって制約を受ける事業はたくさんあるんです、ペンディングの中に。そういうものと、それが法改正しただけで実現の可能性があるのかどうか。こういう要素を十分考えて、そこに手当てしていかなければいかんぞと。今まで先生は、河川に関して、いろいろ訴訟とかございますから、そういったものを見ていただいて、それをクリアできるのかどうか、そういったことを書いていただけたら結構です。皆さん、それぞれの分野で、次回の会議までに自分の論旨をペーパーにしてお出しただけであればありがたい。えらいご面倒をおかけいたしますが、ひとつお願いできますか。

言うておきますが、私が考えているのはとんちんかんか知りません。〇〇先生（委員）は、森林保全によって洪水低減効果がほんとうに期待できるのかどうか。そういうことです。もっと突っ込んでみれば、例えば建設労働者が森林業を始められるのかどうか。

〇〇先生（委員）は、洪水災害に備えるソフト対策。洪水の予報とか情報の伝達とか、避難誘導システムとか、その有効性と信頼性についての評価をしていただく。

〇〇先生（委員）は、河川流域の自然的、社会的、今やっておられる研究に即した治水のあり方、非常に難しいけれども、そういうことを考えていただきたい。さらに自然環境とか生態工学的な立場からの各種の治水対策を評価していただきたい。

〇〇先生（委員）は、洪水、あるいは流砂の動態に着目したような各種治水対策について、ご専門から評価をしていただく。

〇〇先生（委員）は、河川流域の主として気象学的、水文学的特性と、河道の特性から見た治水対策、その実現の可能性。勝手に私が書いたのだから、全然違っててもよろしいです。皆さんの専門から勝手に推測して書いたので、自由に書いていただきたいんです。

私は、私も言うておかなければいけない。

【政務三役】 先生、〇〇先生（委員）が……。

【委員】 〇〇先生（委員）を落としていました。公共政策から見た、いわゆる社会経済面から見た事業投資効果ですね、そういうものを含めて、治水対策のその面からの方向性をお書きいただいたら結構だと。

私はもともとダム屋ですから、ダムに関する問題点と、代替策の実現性の検討、そういうものを書いて、提出したいと。そういうものを次回までにお願ひできればと思います。駄目なものは駄目と言うていただいたら、それで結構です。はっきりしますから。

【委員】 今、〇〇先生（委員）から、各委員にそれぞれどんな専門家から見た観点があるのかということをお我々教へていただひて、それはそれで、そういう視点で問題を議論していただけるのだなということがよくわかつたのですが、私は、皆さんが論点を自分の立場で出すというのは時期尚早ではないかなと思います。新しい治水の考え方というものは、それぞれの枠を越えてブレークスルーしなければならないのに、堤防はこんな問題がある、ダムはこんな問題があるねというのでは、限定的になりはしないかなと感じます。もう少しフレキシブルにものを考へて、治水というのはどんなふうにダムにかわるものがあるのだろうかということをお考へていって、ある程度、議論がごちゃごちゃになってきたときに、〇〇先生（委員）は堤防の強度をよく知つている、法制度は〇〇先生（委員）がよく知つているとか、そういうふうな形でやるのがいいので、ちょっと待つてもらつたほうがいいのかという気がするのですが。

【委員】 〇〇さん（委員）の意見と似ているんですけども、私、堤防だけではなくて、むしろ知らない問題で、例えばドラスティックに申し上げますと、ダムに頼らないということは、「できるだけ」がついている。だけど、ダムというのはかつては治水効果がかなりあつたのではないか。それが年代とともにだんだん変わつてきたのか、そういうようなデータを事務局のほうに、こういう問題点についてはデータを、特に科学的な根拠を持つて出してほしいという宿題を希望の中に入れていただひてよろしいですか。

【委員】 どうぞ。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 私はせっかちだから、こんなことしておつたらざるずるといく。だから、極端に言つたら、さっき言つたように堤防なら堤防の問題とか、ダムならダムの問題とか、グループごとにぱつと積み上げていって、本音というか限界とかいろいろありますね、そういうものをおやっていって、後で議論をしてみんなでまとめるという、全体の総合的な視野からここで議論を闘わせる。そういうのは非常に効率的、能率的だと思うのですが。

【事務局】 事務局からもよろしいですか。今のデータのお話も含めて、当然ご下命いただいたデータはすべてお出しさせていただきます。

【委員】 ありがとうございます。

【事務局】 そのデータもなるだけ各先生が共有できる、例えば〇〇先生（委員）からご指示いただいたデータは各先生にデータとしてお送りさせていただくとか、そういう工夫はさせていただきますので、よろしくお願いします。

【委員】 〇〇さん（委員）。

【委員】 私は、ダムも治水も河川も専門ではなくて、社会科学が専門ですから、先ほどのようなご下命、非常に大きな課題で、これは大変だなと思っていたんです。例えばダムによらない治水ということですけども、ダムの建設自体が私の専門分野に、地方自治とか地方行政とかがありますが、そちらから見た場合には、ダムが持っている地域経済効果というのは大変大きいわけですし、それが意味で言いますと、ダムをやめることについての一つの判断基準として出てくるんです。これは地域の場合、それなりの経済効果を持っていると思いますので、これをやめるといった場合には、代替的な地域振興策というものがセットでないと話ができない。そこまでこの議論の射程を広げていいのかどうか。先ほどの話ですと、議論が薄く広がっていいのかという気もしますけれども、他方でいいという気がいたしますし、さらに申し上げますと、冒頭で大臣のごあいさつにございましたように、これから日本は人口減少の社会に入っております。限界集落等では、そもそも集落自体が維持できなくなってくところが遠からず出てくると思います。それぞれのところでは維持政策を講じておりますけれども、基本的に若い世代の人たちが絶対数で減ってまいりますので、そうしたときには、言うならば治水で守る地域社会そのものが消滅しかねない。あえてこういうことを言いますけれども、そういう事態も起こりうるわけでして、その場合はそもそも治水の必要性も含めて、もちろん下流の問題はございますけれども、どう考えていくのか。そこまで考えていった場合には、相当範囲が広がってくると思います。ただ、洪水の確率というのは200年とか言われていますけれども、多くの地域といえますか21世紀の後半では、相当の地域社会というものが端的に言えば住む人がいなくなり消滅してしまう可能性があるかなと思っています。それをどうするかというのは一つの政策ですけども、そこまで先のことを考えて議論する。これは必要だと思いますけれども、時間の問題もありますので、かなり難しいであろうというのと、こういうメッセージを発信すること自体が社会的なインパクトがあるものですから、先ほどのご下命、どう解釈すべきかちょっと困っているところでございます。

【委員】 治水の面から見た地域社会への影響とか、そういうものをいろいろ考えると、逆に言うと我々技術屋が考える側面が多いと思うんです、例えば氾濫したらどのような影

響を及ぼすかとか。そうではなくて、今おっしゃったようなことで、例えばダム事業、そういうものをなくしたらそれにかわるような代替案が出されたとして、そのいろいろな効果とか、地域社会の経済とか、そういうこともできれば挙げていただきたい。これも一つの評価基準になると思いますので。

【委員】 私自身はそういう議論をしたほうがいいと思います。簡単に言いますと、人口が少なくなったところが氾濫域だとしますと、集落そのものに移っていただくというのが経済的にも、住んでいらっしゃる方にもいいのかもしれませんが、ただ、これはなかなか難しいということも確かでございます。

【委員】 そこも含めて……。

どうぞ。

【委員】 そういう議論をするとまた原点に戻ってしまって、最初の議論になってしまうのでもうやめておこうと思っていたんですが……。大臣が言われたように、ダムに頼らない治水の方法を考えていくのも一つの視点ではあると思います。ただし、全くダムを考えないというわけではなくて、ダムに頼ったほうがいいのかもあるわけです。そうでない場合も、いろんな事情があるわけです。これはいろんな方が言われたように、ダムはないほうがいいんだとか、なしでいこうという議論をしてしまうと、我々の先輩方がいろいろ考えてきた治水、ダムは水を治めるという意味での知恵なんですから、そんなに悪いものではない。ただし、今の社会情勢の中で、確におかしいところもある。ダム事業に着工するための、どちらかというと管理者のほうが多少ずさんというか、あいまいにやってきたところもあるわけです。それは具体例を言ったらいくらでもあると思います。私はB県から来ましたが、よくCさん（知事）が言われているように、Dダムを中止したわけです。中止せよと言ったのは私です。公共事業再評価委員会の委員長を私がやっていたので、Cさん（知事）が言ったわけじゃない、私です。これはちょっと工事おかしいよ、ちょっと方針がおかしいよと。61事業が出まして、そのうちの 하나가Dダムだった。

そうは言っても、すぐに中止ということではなしに、1年ぐらいかけて専門家の意見も聞いた。そしてCさん（知事）に答申したわけです。したがって、住民は非常にショックではあったわけです。名前言って申しわけないですが、〇〇県の〇〇知事のように言ったわけではないです。我々はきちんと検証した上で言ったから、あまり大きな問題にならなかった。その後片付けも非常によかった。そういういろいろな事情があるので、ダムは決して悪いわけでもない。私はダムのアセスメントを七、八個やっています。中止した

のもあるし、ゴーサインもあります。それはそのときの状況によって違う。だから、ダムありきとか、ダムなしとかいうのは非常にまずい。いわゆる趣旨は、こういう社会情勢ですから、できるだけダムを使わずにほかの手段も考えながらやると。しかし、ほかの手段よりもダムのほうが効率的、経済的で、かつ地域に与える影響もいいとすればダムがいいと。〇〇（政務三役）もそういうことを時々言われています。そういうふうにしないと、ダムはなかったらいいとかいうだけの議論をしていると非常におかしくなる。その辺は我々も心して議論する。

したがって、最初から結論をすぐ出してしまうとなかなかうまくいかないの、国交省から資料が出ていますので、そういうのに基づいてここで議論して、次の段階でダムの問題を考えるのがいいと思います。最初からダムありき、ないとかというような議論をしまうと非常におかしなことが起こる。だから、その辺、〇〇さん（委員）、フレキシブルに。先生、得意のところで、よろしくお願いします。

【委員】　ここで、このテーマで議論するのがいいかどうかわからないのですが、委員がそれぞれの専門に応じて何か論点を出すというのは、結論を言うことではないから、論点を提示するという、こういうのを議論したいというのはよろしいのかなと、適切かなと思うんですが、それぞれのテーマテーマで議論するだけではなくて、そのつながりのところで、幾つか気になることがあります。例えば、堤防が強いか弱いかという議論は、土質工学的な議論があるわけです。同じことが、例えばダムに水をためたときに地滑りが起こるかどうかと、それも土質工学的な話ですね。同じようなロジックであるところが同じようになっているとか、そういう離れた話なのだが一度どこかでまとめて考えたいというテーマもあるのではないかとということが一つです。

もう一つは、代替案ではなくて、今、現につくろうとして走っている話をとめるときのトランジェントな期間の対応が従来の計画論には多分ないわけです。つまり、今までだと終点まで行かないと出口のない高速道路を走っているみたいなもので、ここでとめるという判断をしたら道路から飛びおりなきゃいけない。途中でおりるんだったらおりる出口のインターチェンジをつくるというのが要るはずなので、その議論はむしろ先にしないと、ゴールまで行くのか、飛びおりるのかという判断を個別の検証みたいところでやるのは大変だろう。出口を、スムーズにおりられるような道もある程度見通しをつけてからどうしますかというのは要るのではないかなと思うんです。そういうあたりをどこかでご議論

いただきたいと思います。

【委員】 何回も言って申しわけないです。簡単に言いますから。それが主な論点の(2)の新たな評価軸の検討、これだと思うんです。評価軸の時間軸の検討ですね。今、〇〇先生(委員)が言われたようなことをここで議論していくと。現実に国交省の中に公共事業再評価委員会というのがありますが、それが十分に機能しているかどうかというのを検証していったり、そういうことを加味しながら、段階的にどこでどういうふうに見ていったらいいか、評価軸というのはそういう意味だと思うんです。間違っていたらご指摘願いたい。そういう方面をきちんともっとやらないと、今言われたように最後まで走って行って、そこで高速道路から飛びおりののかと。これだったらけがをすることもありますし、いろいろなことが起こりますから、途中途中でチェックが入って、そのチェックの仕方に対してもう少しきちんとした議論をしていかないと、いろいろなことが起こる。それが50年とか40年になってきたら大変な時間ですから。ここに書いておられるのはそういう意味だと思う。〇〇さん(委員)、そういうことをきちんと議論して下さい。

【委員】 例えば、ダムが計画されるとして、それについて代替案を含めていろいろ考える。ダムそのものも考える。そうすると、そのたびに毎回何を基準に評価するかという新しい評価軸を出していくんです。例えば、堤防を評価するのとダムを評価するのは違うんだが、そういったことも入れて毎回テーマごとに、分野ごとにそれを議論する。そういうことでないといけないのではないですか。

例えば、治水対策案として、貯留施設、浸透施設をつくったと。実際その効果、あるいはその実現性というのは、どういうものを評価したらできるのかということ、その中には必ず評価軸をそれに関連して検討すると。毎回取り上げられた対策についての評価軸をきちんとまとめる、そういうことをやっていきたいと思います。そして、一番最後に、それを全体として見渡して、総合的な評価の項目、あるいは評価すべき基準をまとめたらどうか、こういうふうに思っています。

【委員】 それに関連して。今、〇〇先生(委員)におっしゃっていただいたペアをとって議論するというのは、必ず進めていただきたいという気が一つしています。多分、〇〇先生(委員)がおっしゃったこととも近いと思うのですが、もっと社会科学的に言ったり、〇〇先生(委員)のお話を引き取ると、これを拝見していると、あっ、やっぱり工学の発想だなと。工学の技術ありきで、それに対してその妥当性を評価する。実は、冒頭に大臣がおっしゃいましたけれども、社会環境は変わったんだと。それがどう変わったのか

ということをきっちり評価するべきだと思うんです。心象、印象としての議論ではなくて、その一つとし、〇〇先生（委員）は、非常に言いにくいけれどもという、その話をされた。逆に言うと、そういう社会環境の変化が、この治水の目標、評価軸になるのかもしれないし、それに対してどういうスペックを出してくるのかということとはきちんと評価するべきだと思っています。

私の立場から言わせていただくと、私は情報で命を救うということをやっているわけですが、避難ってしてくれないわけです。堤防、強い、弱いという議論は片方ではあるが、今までの議論は、一定量の降雨量に対して強い、弱いという議論です。私たちから見ると、住民が避難できる2時間、頑張っってよね、それが堤防の強いという評価なんですよということをお願いしてきているところです。そういう逆の部分は必ずあるし、それがないとほんとうに根本的な見直しにつながるのかという疑問があります。

今、資料3ですよね。4はまだ話してはいけないんですよね。もう4をやっているような感じもあるので、少し関連して、あともうあまりないので最後だと思って言わせていただきます。（1）の4段落目、既存施設の有効活用を貯留云々とございます。そこに情報の提供など被害の軽減を図る対策と入れていただいてよかったなと思っています。ただ、被害の軽減を図る対策の後に「等」があるので、その等に含まれるべきかもしれないんですが、せっかくここまで大きく構えた委員会ですので、実は被害の軽減というのもまた工学的な切り方だと思っています。被害が出たら復興しなきゃいけない。被災者の生活を再建しなければいけない。それが私たちのやる社会学になっております。

逆に言いますと、少子高齢化が進む、あるいは右肩上がりではない経済になったときに、今までと違って放っておいても復興できなくなっているところがあるわけです。では、100%被害をなくすということはある得ない世界ですから、その被害が出たときに、どれだけ迅速に、円滑に、あるいは格差なく復興できるのかという対策も、実はコストとして入ってくるんですね。ほんとうに治水の一定の議論をしようとしたときに、100%封じ込めることができないならば、そこまで射程に入れなきゃいけない。被害でとまっているところには、私は今までと同じところでとどまっているのではないかということ少し言わせていただければと思っています。

【委員】 私の疑問は、評価軸というのがよくわからないんです。何か大きな頑丈な軸があって、そこから離れないという印象ですね。社会科学ではあまりこういう考えはないんです。やるとすれば、軸はたくさんあると。構造的にいろいろなものがどう絡むかとい

う検討をいたします。もっと構造的にいろいろな要素を関連づけたり評価できるような図式を考えていくようにしたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、今までの評価軸というのは、治水に関して言いますと、下流の洪水のカット量ですね。毎秒何トンカットできた。ダムだけではなくて治水緑地とか、雨水浸透とか、すべてカット量で説明が一貫していますが、では、その新しい評価軸というのは何だろうということなんです。ですから、軸という表現よりは、何か構造的な図式を想定したほうがよろしいのではないかと思います。そうすれば、法律制度や社会経済、公共政策評価もそこにいろんな形で関与できるわけです。

【委員】 私は、そもそも論みたいなのを徹底的にやらないとだめだと思っているんですけども、一方で〇〇先生（委員）の言われるように、あまり時間をかけてもいられない、社会からのこの会に対する期待も大きいから、ある程度の時期に答えを出さなきゃいけない。だけど、治水というのは、歴史的に見ると、まちづくり、国づくり、地域づくりそのものだったわけです。政権が変わったということで、もっとより具体的な国のイメージ、国の形、地域のあり方みたいな、細かくは言えないのですが、地域ごとに全部違いますから。だけど、何かしらそういうイメージがないと、それに沿った治水はないのかと思います。これは、ぜひ、〇〇（政務三役）から、こんな地域づくり、まちづくりをイメージしているのだという、より具体的なものを出してほしいと思っています。

逆に言うと、この地域の農業は本来こうあるべきであるから農業用水としては要るね、工業用水としてはこうだねとか、治水だけではないですから、いわゆる洪水対策だけではないから。でも、実はこれを決めるのはものすごく大変で、歴史的に見ると逆で、いろいろな治水対策をやったがゆえにまちづくりができてきたわけです。

例えば、D（地名）側を守るために、はっきり言って、E県側は長い間犠牲にされてきたわけです。E県は随分いろいろな面で遅い開発で、〇〇川（河川名）を越えた〇〇川（河川名）のほうなんて、いまだに四年制大学はないし、上場企業は一つもない、これは現実なんです。これはなぜかという、0メートル地帯で、〇〇川（河川名）が切れたら、〇〇区（地名）、〇〇区（地名）、〇〇区（地名）まで水が来てしまうわけです。こんなことは一人一人の国民は知らないのだけれども、何となくわかるんです。だから治水対策イコール国づくりになっていた。今後そういう方向で行きますか、いや、そうではなくて、もっと高邁な理想の国づくりのイメージを、どこにでも当てはまるようなイメージをどこかで出して、それを実現するために治水対策としてはこうあるべきという議論をやるのか、

こっそり治水対策で政策的にやっておいて、国のあり方は結果的にこういうふうに誘導策として持っていくのか、それ次第で何とでも答えが出てしまう気がするんです。前者だとしたら、ぜひ〇〇（政務三役）にお願いしたいです。

【委員】 もう既に主な論点の次の議題に入っているような感じがしますので、次のほうの資料、一応説明していただいて、それから議論したらいかがでしょうか。

【委員】 その前に……。〇〇さん（委員）がおっしゃったように、治水の問題というのは国づくりの問題とか、もっと大きな問題だというのが一つの考え方ではありますが、〇〇さん（委員）、〇〇さん（委員）、〇〇さん（委員）がおっしゃったように、治水という観点からどう守るのか、それによって指標も変わってきます。例えば堤防の強さだって、逃げるということを前提にしたら、もっと粘り強い堤防であったら、何も切れない堤防でなくてもいいのではないかとか、どんな戦略で治水安全度を求めていくのかということから入らないと、同じものの指標すら決まらない。その問題が非常に大事だというふうに思います。

もう一つは、仕分けの問題からすると、凍結しておいてもいつかは解凍するときにとっち向きか決めないといけないという話が出ます。今までだって事業はそんなに早く進んで来なかったんだから、ちょっとくらい進まない時期があってもいいのかもしれませんが、解凍のときのための議論はきちっとしないといけないと思います。

それから、〇〇さん（委員）が言われたようにで大事なことは、中止したらそれでおしまいというのではなくて、中止したところで求められている機能を、では何で代替して、ちゃんと確保して着地させてやるのかということを考えなきゃいけません。ところがなかなかそれができてないのです。今までも何かを中止してしまうと、そこは放っておきっぱなしになるわけです。何もできなくて、治水安全度は上がらないまままたなざらしになってしまうということになるのが、ある意味では明らかなのです。それは河川管理者が本来責任を持ってきちんとやるべきだとしか言わないのです。本来、そこは政治的に、あるいは社会制度的に、法制度的にきちっとできる仕組みをつくらないといけないところです。だから、なかなかそう簡単に中止とは言えない。もともと求められる機能があるわけだから、その機能を確保するという前提で中止する。中止したらどういうものでその機能を分担するのかということを確認にする技術、能力、システム、制度をきちっとつくるということを急がないと、いくら刀を持っていても、そう簡単に切れない。切るための道具も準備しておかないといけない。こういうところは急がないといけないという気がします。

〇〇先生（委員）の高速道路から飛びおりるという話を間違っただったかもしれないけれども、私は、高速道路が切れているところをどうやって下に着地させるかということ、道路、側道でもいいからつくってやって、高速道路はそこで切ってしまう、あるいは下道にうまくつないでやるとか、そういうものがないと中止にすれば済むという話ではないのだと理解しています。もともと必要とされる機能があるということが治水の問題だし、利水の問題であって、何が機能として求められるのかということ、それをどう担保するのかという議論をしっかりやっていきたいと思います。

【委員】 関連してですが、今進んでいる議論をもう少し進めさせていただきたいと思っています。

最初に、できるだけダムによらない治水ということ、そういう方向への政策転換、要するにダムによる治水という考え方の場合には、治水といえばダム、それはかなり高コストなものも含めて、そういう発想で今までやってきた、それを見直そうということだと思います。

コストということを考えた場合には、一つは、これからつくるダムにつきましては、ダム以外の方法があるのではないかと。そちらとコストの比較をするのか。これは評価軸の問題ですけれども、コストだけが評価軸ではなくて、ほかの要素もいろいろ入ってくると思います。

もう一つは、〇〇先生（委員）がまさにおっしゃったことで、つくりかけのものを中止した場合に、その中止に伴う、要するに高速道路を途中でおりる場合には途中でインターチェンジをつくるコストと、さらに下の道路を整備するコストもかかるわけで、そちらのほうがかかり過ぎる場合には、これは継続、続行というほうが財政面、コスト面からいったら合理的だということになる。そういうものを含めて評価軸を考えるということなのでしょう。これは特に途中で中止する、あるいは事業の進捗度がかなり進んでいる場合には、ある意味でデリケートな問題にもなりかねないと思います。

【政務三役】 あまり私がしゃべったらいかんかもしれませんが、幾つか議論が出ておりまして、私の思いを少し述べさせていただきたいと思っています。

それも含めて、それを否定して議論していただいて結構なんです。私のあくまで思いですので、ここで議論していただいて、それが否定されても、変更されても私は全然構わないと思っておりますので、自由に先生方にはご議論いただきたいと思っています。

まず一つは、今までの公共事業というのは、〇〇先生（委員）がおっしゃったようにと

まらない。つまりは、とまらないのが公共事業だったんです。一遍やると、決めたことは正しいことなのだから……、役人の方がいっぱいおられる中で言いにくいこともあるんですが、決めたことは間違っていない、間違っていないことはやり続けて、最後までやらなければいけないというのが今までの公共事業でした。ですから、途中でやめるなんていうことを前提にしていないわけです。さっき〇〇先生（委員）がおっしゃったように、最終目的地まで行かないとおりにできない高速道路に乗っているということだったのを、一つは政権交代という民意によって政策の見直しを行うということで、今まで前の政権がやってきたことを見直すという、一つの物理的なきっかけがつけられた。と同時に、これからは政権がどうかかわっていきが、一つの物差しとしては、それをやると決めた後、5年間未着工の場合は、アセスメントをかけて、やると言ったのに5年間着工できていないのは何らかの問題があるのではないかと、いわゆる仕組みをビルトインするとか、あるいは10年たって、10年でなくてもいいです、15年たって完成していないということは、何らかの問題があるのではないかと、何らかの仕組みづくりをあわせてやっていかなければいけないのではないかと、このことをぜひお考えをいただきたいと思います。

そのときに、先ほど〇〇先生（委員）がおっしゃった、とめた場合の地域振興というのは、法律で補償措置ということで考えていかないと、これは、先ほど〇〇先生（委員）がおっしゃった、私もDダムの予定地に行って、そのときCさんが知事でいらっしやって、Cさんとも話をし、何が問題かという、国の施策としてやめた場合の補償措置がないことが最大の問題点だと。B県で独自の仕組みをつくられましたけれども、非常に苦勞されてやられたということを聞いています。国として進めていたものをとめたからにはその補償措置の仕組みをつくるということと、Aダムでしたら57年間、Fダムでしたら43年間できていないというような時間軸を区切ったアセスメントみたいなものをこれから先生方に議論いただいて、しっかりとしたものをビルトインしていくということは極めて大事なことなのではないかと思っております。

それから、〇〇先生（委員）からお話のあった利水の話とか、私はぜひ利水も含めて議論していただきたいと思っているわけです。また間口を広げる話になるのかもしれませんが、今の水利権のあり方は果たしていいのかということも、最終的には手をつけないといけない話だと思っているんです。ですから、私は、大きく自由に議論をしていただきたいと思っているんです。

先ほど〇〇先生（委員）から、どういうイメージを持っているのか、まちづくり、地域

づくり、治水、利水に絡めておっしゃったことで申し上げますと、これは私のような素人が専門家の先生方の前でお話するような話ではないかもしれませんが、そこは地域によって考え方は変えていかざるを得ないだろう。大都市というか、さまざまな機能が集中しているところは、できるだけ洪水が起きないほうがいいだろうと思います。特に地下に都市があるところは、できるだけ水につからないほうが望ましいと思います。

他方、私はFダムは何回か視察に行つて、〇〇川（河川名）が〇〇川（河川名）に合流する〇〇（地名）というところでは、あれだけ洪水が多発をしていて、私が泊まった〇〇（旅館名）というのは、私の背の高さ以上のところに水につかりましたと印がついているわけです。そういう大洪水を過去何回も経験されている地域が、不思議なことにFダムを中止するという市長を選んでいるのです。これは、私はある意味で不思議なことだと思ったのですが、そういう人たちは、水がつくのはある意味仕方がないというような思いを持っておられる人が多いということなんです。つまり、ダムは中止という考えを持った市長を選ぶということは、もちろんそれは投票率があり、得票率がどのくらいか、それをかけ合わせたときに過半数を割っているかもしれませんが、民主的な手続で首長が選ばれているわけです。ということ考えたときには、地域によっては、水がつくことはやむなしという考えの中での治水対策を考えていくことも一つの考え方で、先ほど〇〇先生（委員）がおっしゃったように、これから限界集落ができてきて、そういったところを氾濫原にして、上流でそういったものが増えれば増えるほど下流に対する負担は減るわけですから、そういう意味では、先ほどどなたか先生がおっしゃった、流域全体でこの治水を考えていくということは、地域を分けて物事を考えていくことは極めて大事なことはないかと思ひます。

もうこれでやめますが、そのことで、例えば200分の1ということが果たして今までの概念でよかったのかどうなのか。我々がみんな死んでしまつて経験できないときに来る可能性が高いわけですから、200年に1度というのは。しかも中央防災会議で出てきている議論は1000年に1度になってきている。だれもがそういったことは経験できないわけです。200年に1度、100年に1度つくということを含めて、絶対はないわけで、絶対がないという中で、これは〇〇先生（委員）のご専門の範疇かもしれませんが、国民に対する啓蒙、つまりは地震はだれも防げないと思ひつていて、起きたときに文句を言う人は基本的にはないわけですから。しかし、河川が氾濫したら文句を言う人間が多いということは、河川整備を国が行うことは大事で、やらなかったら国の怠慢になるという考え方そのもの

も、今までの制約要因の中で考えていけないのではないか。そういうことも含めて先生方にはご議論をいただきたいと思っております。

【〇〇先生（委員）】 今後議論する上で誤解されるとまずいのでちゃんと説明します。よく200年に1回の雨ということ、毎年毎年そんな雨が起きる確率は200分の1と言っていますが、役所の技術者の人も間違えて使っていて、確率統計学的にはこうなんです。毎年毎年200分の1の確率でその雨以上の大きな雨が降るのだと、200分の1というのは超過確率といいます。さらに言えば、例えば200分の1で設計したとすると、次の200年間にそれ以上の降雨が来る確率は常に63%なんです。ここをだれも説明しない。統計学の二、三ページ目に載っている話なんです。

【政務三役】 すみません、不勉強で。

【委員】 200分の1というと200年に1回かと、えらい少ないように思いますが、次の200年間にそれを超える確率は常に63%。地震の場合ですと、内閣府は今後30年以内に関東大震災級以上の地震の来る確率は70%と言っています。

【委員】 誤解がありますね。

【委員】 数字はどうか知りませんよ。言葉の使い方としては、それが統計上正しいですよ。だから200分の1の雨で計算しているわけではなくて、それ以上大きいのがいくらかでも来ますから、そこは間違えずに議論しないと、最初の出発点が全然狂ってしまうと思います。

【委員】 ちょっと関連して。厳密に言うと、関東大震災ではなくて首都直下、マグニチュード7.3が起こる確率となる。問題は、200年に一遍とか200分の1が理解されないというのは当たり前だ、それは説明の仕方が悪いと私は思っています。

先ほどDダムのお話をされましたが、200年に一遍の首都直下の被害想定をしています。でもあれは、ある意味では1947年でしたか、カスリーン台風並なんです。住民にとってみると、200年に一遍という言い方を計画論的にされることと、カスリーン台風でこういうことが起きました、ちょっと多いかもしれません。それよりも3割増についてやってみましたというのが1000分の1なんです。そのコミュニケーションの仕方とても大事なので、さっき言っていたので、被害を軽減するということを考えたときには、その保障として適切に情報を提供するというのも含めて、ここでは議論すべきという揚げ足取りをさせていただいたということでございます。

【政務三役】 これ説明してもらわないと。

【委員】 いろいろこれぐらい熱心にやっていただくわけですから、月に一遍では足りないですね。お忙しいだろうけれども、もっと頻度を高くやってもらって、どんどん議論をしたほうがいいと思います。今日は説明する時間もなくなっていました。それでは、端折って事務局からの資料の説明をお願いします。

【事務局】 それでは資料4以下、簡単に要点だけ。資料4は主な論点、これは今日のご議論で整理、今後やりながら整理させていただきます。言葉づかいも含めて、治水対策案の立案、評価軸、総合的な評価、これをしっかり持たないと一つ一つの治水対策が整理できないであろうと。そこに今まで入っていない視点、今日、先生方からいただいた視点も含めて、この評価軸、総合的な評価につなげていただければと思っております。

資料5は、治水対策案の主な例として、大きく分けると今まで実施されていた主要なものを入れておりますが、河道、川でやるもの、洪水調節、川から離れて流域で実施するもの、あるいはソフト対策、今日、ご議論いただいた、こういうものでございます。

さっとめくっていくと、川の対応で、川底を掘る、川幅を広げる、堤防を高くする、新しい川をつくってしまう、放水路の整備、こういう手法がございます。洪水調節ということでも、遊水地という川の横に水をためると。ダムの整備ということで、河道内で貯留していく。こういうような枠組みがございます。

そして、先ほどもご議論いただいた8ページ目は、今あるダムという施設をより有効に使っていこう。雨の降り方、あるいは雪の降り方等々を勘案して、今のダムの容量、運用を変えることによって、より効果的な対応もできるのではなかろうか。あるいは、今あるダムをより有効に使うためのかさ上げも考え得るであろう。

流域の中では、水をためたり、地下に浸透させる。今日お話がありました、トータルの水循環、地下水まで考えていくと、こういうような施策も考え得る。あるいは今現在実施しております。あるいは流域の中で森林の保全、まちづくりとしての都市計画法上、どういふふうな対応を今後進めていくべきか。あるいは個別の住居の建て方も大きな意味では治水対策案としては考えられるだろう。そして、先ほどありました洪水の予測、情報の提供の充実ということも考え得るであろう。こういう形で、先生方の共通認識を醸成するために整理させていただきました。

資料6は、現在実施しておるダムも含めた河川整備の計画論の枠組み、めくっていただくと2ページ目に、先ほど大臣もお触れになられました、河川整備基本方針、整備計画、その手続上の流れを。そして、事業評価が法律にのっとって実施しておると、その中で、

赤のところですが、ダム事業は少し密にやらせていただいているということでございます。

5 ページが、事業評価の軸に当たる視点が大きく分けると3つあるというご説明をさせていただいています。

資料7、ダム事業の現実は今どうなっているかというデータでございます。2 ページ目、ダム事業数の推移でございます。政策評価法に基づく事業評価の前から既に114事業の中止、それから現在、毎年毎年新規ダムにどのくらい着手しているのかというのが3 ページ。4 ページが、平成12年度に実施した、これは公共事業全体の見直しということでございますが、ダム事業の評価について載せさせていただいております。

以上でございます。

【委員】 どうも。何かご質問がございましたらどうぞ。

【委員】 やっと本論のテーマになったのですが、質問ではなくて、評価軸の議論を今日はある程度されるのかと思って、既に〇〇先生（委員）とか、〇〇先生（委員）からも、やめたときのという問題が出ました。それも大きな評価軸だと思うんです。私自身、専門外ですが考えたことを話させていただいて、簡単に終わります。3つほど。

普通に考えれば代替案とコストベネフィットの話ですけれども、一番問題なのは、私自身も国交省の答申書を何種類か読ませていただいて、どうも役に立っていない答申が多いなという気が、甚だ失礼なのですがするわけです。それはなぜかと考えていたら、先ほど議論になっていた、これは今、評価軸に準備していないことですが、大臣も言われましたし、多くの方が言われた地域の特性を反映した対策を考えなければいけないというのが大きな問題としてあると思います。私が用意したのは、代替案とか、コストベネフィットは別にしまして、目標がいいのか、目標達成した効果はどの程度あるのか、これが1点。

次に、データの上で、学術的にもしょうがない、認めようというような科学的な根拠があるのか。

3番目は、既にこの資料の中にもうたわれていましたが、実現性がダムの場合にもいろいろ問題になる。

まだ意見が変わるかもしれませんが、一応3つ用意しましたので、次回でもご批判をいただければと、教えていただければと思っております。

【委員】 どうもありがとうございます。

ほかにございますか。

【委員】 それでは1つだけ。

治水という非常に大きな枠で考えて、国の形とか地域のあり方の議論をする、これも治水なんです。そういう議論ももちろんやっていったらいいと思うんですが、それをここでやっても延々といろいろな議論が出てくるので、先ほど〇〇（政務三役）もおっしゃられた、あるいは先ほど説明もございましたように、実際、もう少し具体的な議論をしていくのがこの会ではなかろうか。

具体的というのは、個別の云々ではないですよ。例えばダムを計画して、それが中止にできたか、その後の片づけ、こういう議論が先ほどあったわけです。その時間軸の問題ですね。その辺をきちんとやっていかないと、感覚的に言っただけではなかなかうまくいかないで、そのときそのときに、それなりの科学性を持たせて議論していくというのがいいのではないかと。治水全般について、国のあり方からそういう議論をしていくというのは、おそらく半年やそこらでなかなか議論が収れんしないのではなかろうか。それを入れながらやっていくのはいいと思うんですが。

したがって、〇〇先生（委員）が言われたように、高速道路を走っているものもある、これから走ろうとするものもある、いろいろなものがあるわけで、それをどういう段階でチェックしていくのがいいのか。今も公共事業再評価委員会とかいろいろありますけれども、それが十分に機能していないものもあるし、機能しているものもあるだろうと。チェックの仕方も非常にあいまいな点がよくあるわけです。そこをきちんと議論していくのが、一つはそういう具体的な問題につながると思います。そうしないと半年ぐらいで143ダムの議論をこれからやるというのはとてもじゃない、できるとは私は思えないです。だから、そういう国の形の議論をやってもいいんですが、それにはあまり時間をかけずに、むしろ今みたいな議論をしていかないと到達できないのではないかと危惧を持っていますということで、あと皆さん方のご意見をお聞きしたいと思います。

【委員】 それをやろうと思うと、ケーススタディみたいのものをやらなきゃいけない。

【委員】 143やるという……。

【委員】 いやいや、そんな全部はできない。

【委員】 全部はやらないにしてもね、その中で。

【委員】 そういうことも必要だと。どういう要素がここには一番影響しているかとか、そういうのを具体的に考えたらどうかな。

【委員】 ちょっと教えていただいてもいいですか。確認させていただきたいんですが、

個別に具体的に議論するというのは、ある意味とても効率的かもしれないのですが、もしここで個別の評価をするならば、私はこの検討の場を公開にするべきだと思います。仕分けをするならば公開にするべきだと。もうちょっと基本的な事項を議論する場だから非公開にしたのだと理解していたので、今の点、確認させていただきたいと思います。

【委員】 個別というのはそういう意味ではない、イグザンプルなんです。Aという個別のものをやるのではなしに。

【委員】 例えば評価軸……。評価軸ってややこしいのだけど、そこに関係するものでしょう。単に技術的な問題だけではなくて、時間的なものもあるし、財政的なものもあるだろう。そのほかに先ほどおっしゃったような社会的なものも含めて議論する。そのためのイグザンプルみたいなものを、まあ、名前は伏しておいてもいいけど、それとそれを取り巻く流域の特性とか、環境条件とかを入れてきて、こういう場合に我々は何に注目してその影響を評価するか、ある場合とない場合を考えて。そういうことですね。

それらやるには、どこどこを特定してやるということではなくて。先ほどおっしゃった、例えば個別ダムを評価する場合に、この会議でやるわけにはいかない。みんな一人一人に全部143、現地まで行ってこいって、そんなわけにはいかない。それを管理している事業主体というか、その場で、例えば、都道府県の知事なんかがそういった委員会を開いて、そこで住民も入れて、有識者も入れて公開で、それに新しいダムにかわるような代替案として、こういうものもありますよということをこちらから、示唆する。それを取り入れたもので比較検討するとかをやってもら。それで、それを本省に報告していただく。報告していただいたものについて、こちらで再評価させていただく。今までみたいうそを言っていないだろうなど。ダムをつくりたいために、どうしてもやらねばならないというための説明を厳密にチェックする。何だったら我々が出かけていって、もう一遍再調査するとか、それぐらいの努力はしなければいけないと思う。それでないと納得できない。だからそういう手だてがあって、後はこの前に並んでおられる三役でお決めいただいたらいい、最終的には。そういう手順でどうかなと思っているんです。

【委員】 もう一回ちょっと……。要するに、143、全部議論していても、ケース・バイ・ケースであらゆることを考えなきゃいけない。そもそも論やっけてもいつまでたっても答えが出ない、ある程度時間がかかる。そうすると、要するに最大公約数か、つまり何通りの評価軸があるとか、何通りにパターン分けして、あまりこれも細かくやり過ぎるとやれないから。

【委員】 その地域、地域で違うから。

【委員】 違いますね。例えばダムをつくっても、直下だけに役に立つダムもあれば、〇〇川（河川名）なんて300キロ近くあるわけで、このダムが300キロ下流に影響してくるなんて、つまりその手の〇〇川（河川名）や〇〇川（河川名）みたいなスケールの議論をやるのと、30キロぐらいの川の議論では全く違いますよね。大体この議論に入る流域、ダムであるとか、だから4つ、5つぐらいでクラシファイドしておいて、そこで哲学を考える。それから未着工のダムはどうだという議論ですね、そういうことですね。

【委員】 そういった評価基準をここでつくって示唆しないことには、今までの答えがそのまま戻ってくると思うので、だからそこはきっちりしておいたほうがいいと思う。

どうぞ。

【委員】 そのことで提案ですけれども、次回からのヒアリングのときに、ぜひ、事務局のほうに、私もちょっと具体的なイメージがわきにくいところがあるものですから、サンプルのようなものをご紹介していただければ、非常に効率的に理解できるのではないかと思います。

【委員】 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。これで終わらせていただきますが、今日は論点というのはいろいろございましたけれども、現時点でのお気づきになったお考えを、できれば2週間ぐらい後をめどにメモでお出しただければありがたいと思います。後日、私から事務局にお願いしまして、皆様方にご連絡をさせていただきたいと思います。

最後に、前原大臣から一言ごあいさつをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【前原大臣】 ご熱心に先生方にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。私も、どういうまとめ方をするのかなということで、非常に興味深くこの議論を聞かせていただきました。あとは事務局と中川座長とご相談をさせていただいて、今日、先生方にいただいた議論をベースに、次回以降の回し方についてはご一任をいただき、そしてまた皆さん方のご意見をいただきながら、毎回毎回充実した内容にしていくということで、ぜひ今後ともお力添えを賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【委員】 どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして会議を終了させていただきたいと思います。それではよろ

しくお願いいたします。

【政務三役】 ありがとうございます。

【政務三役】 ありがとうございます。

【委員】 1つ、委員の先生方に断っておかなきゃいけない。

ご承知のように、今日もマスコミの方が非常に多かったわけです。当会議というのは、今の議論でもわかるように、今後の河川行政の方向性に大きく影響するといいますか、重要な会議でございます。マスコミ等の関心は非常に高いわけです。不用意なことを口にして無用な混乱を招くと、委員の皆様にご迷惑を直接おかけするような事態も考えられますので、これを心配いたしまして、私自身は、マスコミの取材は一切受けつけない、そういうことにしたいと。公開されるようになったらそれはまた話は別ですけれども、それまでは控えます。

冒頭に政策官からお話があったとおりです。議事録を委員の皆様方にご確認の上で公開したり、会議後に三日月政務官から記者に会見していただくことになっております。マスコミ等に対しては、このような対応を考えておりますので、皆様におかれましても、どうかご留意をいただきたい。不用意な発言だけを取り上げて、それが会議の結論であるかのように伝えられる。その結果、色々の角度から検討すべきこの会議自体も成り立ち行かないような状態になるおそれもありますので、十分ご注意くださいと思います。あとは、座長が身をもってこの会議を実のあるものにしたと、思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【前原大臣】 ありがとうございます。

— 了 —